

# 補 装 具 費 支 給 申 請 書

地区	No.
----	-----

(あて先) 札幌市 区保健福祉部長

平成 年 月 日

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

個人番号 \_\_\_\_\_

(対象者との続柄 \_\_\_\_\_)

電話番号 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

下記のとおり、補装具費の支給申請（購入・借受け・修理）をいたします。

補装具費の支給申請（購入・借受け・修理）の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対象者	フリガナ	男・女	明治・大正・昭和・平成		
	氏名 (個人番号)		年	月	日生
	札幌市				
	住 所	区	電話	-	
身体障害者手帳 障 害 名	手帳番号	第	号	交付年月日	年 月 日
		障害種別		障害等級	級
疾 患 名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと)				
購入・借受け・修理 を受ける補装具名					
希 望 す る 補 装 具 業 者					
該 当 す る 所得区分(*)	<input type="checkbox"/> (1) 生活保護 <input type="checkbox"/> (2) 低所得 <input type="checkbox"/> (3) 一般世帯 <input type="checkbox"/> (4) 一定所得以上				
生活保護への移行 防止予防措置に関 する 認 定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。				
補 装 具 費 の 請 求 方 法	<input type="checkbox"/> 償還払い <input type="checkbox"/> 代理受領払い <input type="checkbox"/> (補装具業者に対し決定に係る事項について通知することに同意します。)				

**\*所得区分**

- (1) 生活保護 : 生活保護（単給を含む）又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付の受給世帯
- (2) 低所得 : 市町村民税非課税世帯
- (3) 一般世帯 : 市町村民税課税世帯
- (4) 一定所得以上 : 市町村民税課税世帯のうち、市町村民税所得割の額が46万円以上の者がいる世帯

※ 裏面も必ずご確認ください。課税状況や課税額に係る申告欄があります。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

課税状況・課税額に関する申告																																			
市町村民税控除の有無に関する申告	<p>市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の有無について、次のとおり申告します。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 受けている。 <span style="margin-left: 200px;"><input type="checkbox"/> 受けていない。</span></p> <p>寄付金税額控除の有無について、次のとおり申告します。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 受けている。 <span style="margin-left: 200px;"><input type="checkbox"/> 受けていない。</span></p> <p>※ 控除を受けている場合は、「市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し等、控除額の確認ができる書類を提出してください。</p>																																		
寡婦（夫）控除等のみなし適用に関する申告	<p>寡婦（夫）控除等のみなし適用を受けるため、補装具の購入・借受け・修理を受ける年の前年（購入・借受け・修理を受ける月が1月～6月の場合は前々年）の12月31日現在及び申請日現在において、以下のいずれかに該当していることを書類を添えて申告します（該当する番号を「○」で囲んでください。）。</p> <p>1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻をしていない者のうち、扶養親族又は生計を一にする子を有する者</p> <p>2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下である者</p> <p>3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻をしていない者のうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下である者</p> <p>※ 上記の「婚姻をしていない者」の「婚姻」には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。</p> <p>※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限ります。</p> <p><b>【添付書類】</b> 寡婦（夫）控除等のみなし適用の対象となる者の戸籍全部事項証明書（このほか必要に応じて課税証明書等の書類を求める場合があります。）</p>																																		
16歳～18歳の控除対象扶養親族に関する申告	<p>表面の所得区分が一定所得以上の世帯は、原則補装具費の支給の対象外となりますが、最多収入の方の親族の扶養状況によっては支給を受けられる場合があります。補装具の購入・借受け・修理を受ける年の前年（補装具の購入・借受け・修理を受ける月が1月～6月の場合は前々年）の12月31日時点の年齢が16歳～18歳で、税法上扶養されている親族を以下に記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">対象者との続柄</th> <th style="width: 15%;">生年月日</th> <th style="width: 10%;">別居の場合"○"</th> <th style="width: 30%;">住所（別居の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						氏名	対象者との続柄	生年月日	別居の場合"○"	住所（別居の場合）	1						2						3						4					
	氏名	対象者との続柄	生年月日	別居の場合"○"	住所（別居の場合）																														
1																																			
2																																			
3																																			
4																																			